

# 高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部会議（第6回）

日時：令和7年12月20日（土）

午後1時50分

場所：第3応接室

出席：高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部

本部長（知事）

本部員（副知事、農林水産部、危機管理部）

西部総合事務所※ 家畜保健衛生所※

（※はリモート参加）

# 会議の内容

- 1 米子市の発生事例の概要
- 2 米子市の事例における対応
- 3 野鳥への対応状況
- 4 ため池の対応状況
- 5 米子市の発生事例の防疫対応
- 6 県民への情報提供 等
- 7 津山市における鳥インフルエンザ発生概要
- 8 国の対応
- 9 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
- 10 鳥取県の対応(県内防疫体制の整備)
- 11 鳥取県の対応(岡山県への協力)

# 米子市の発生事例の概要

## 発生状況

### (1) 農場の概要

住 所: 米子市

飼養羽数: 肉用鶏 約7万5千羽

### (2) 経過

- 1 通報 11月30日22時頃 農場から死亡羽数増加との通報
- 2 立入 12月1日朝 農場への立入、簡易検査陽性を確認
- 3 判定 12月2日6時頃 精密検査(倉吉家保)でH5亜型遺伝子確認  
8時 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定
- 4 殺処分 12月2日～4日 処分数 74, 809羽
- 5 埋却 12月3日～6日 処分数 74, 809羽 完了  
鶏糞、飼料等の汚染物品の埋却終了
- 6 農場内の消毒 12月6日(土) 正午 完了



12月6日(土)正午 防疫措置 完了

12月17日(水)17時 搬出制限解除

# 米子市の事例における対応

- 1 県内全農場について飼養衛生管理基準の自主点検が全て終了
- 2 家保により全農場への立入確認済み  
不備のあった項目について改善指導を実施中
  - ・防鳥ネットの修繕、壁の穴の補修
  - ・農場内の樹木伐採
  - ・貯水槽へのネット設置等
- 3 特に、発生農場の10km以内の9農場について、毎日の死亡羽数を家畜保健衛生所に報告させ死亡羽数確認を継続中

# 野鳥への対応状況

## ○野鳥監視ステージ3で対応中

⇒年末年始も継続対応

実施する条件	サーベイランス内容	監視地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国等での感染確認時)	野鳥監視 糞便、水検査(月1回)	最大 35地点
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視の対象範囲拡大 糞便、水検査(月1回)	最大 70地点
野鳥監視ステージ3 (県内野鳥・家きんの感染確認時)	野鳥監視 (重点区域は毎日) 糞便・水検査(重点区域は月2回)	最大 70地点 + 重点区域

## ○野鳥監視

- ・環境省の野鳥監視重点区域(周囲10km圏内)指定を受け、重点区域内では、12カ所を毎日実施
- ・12か所の野鳥監視ポイントに加えて、水抜きされていない農場周辺のため池も監視  
→現時点で野鳥の異常は確認されていない

## ○糞便・環境水調査

- ・鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、渡り鳥が多く飛来する県内3カ所の湖沼(日光地区、東郷池、米子水鳥公園)で糞便・環境水の調査を実施
- ・従来の6カ所に加え、発生農場周辺のため池でも実施  
→現時点でウイルスの検出はなし

# ため池の対応状況

## 農業用ため池

### ○鳥インフルエンザ発生に伴う農業用ため池の対応

- ・野鳥の水場となり得るため池の落水措置について、関係市町・ため池管理者等への協力依頼を行う(10/8,12/4)とともに、県内養鶏場周辺ため池について農林局(農林事務所)職員による現地調査を実施。
- ・現地調査では、落水状況や野鳥の飛来状況確認のほか、ため池管理者へ引き続き落水について協力を要請。
- ・西部管内における対象ため池は17箇所。12/16には、全ての対象ため池の現地調査を完了。現在、落水対策実施箇所は対応中も含め約7割(12箇所)、未実施5箇所については、市町や関係者(養鶏)を含め更なる協力依頼を実施予定。

○米子市5池 ○大山町6池 ○南部町4池 ○伯耆町1池 ○日南町1池

### ○ため池の落水状況



# 米子市の発生事例の防疫対応

○12月6日(土)正午 防疫措置完了

○12/17(水) 清浄性確認検査(3km以内)

搬出制限区域解除検査(3~10km)

→陰性を確認し、17時に搬出制限区域を解除

※3km以内の移動制限は継続

現在、消毒ポイント2カ所運営中。

○12/22(月) 農場消毒実施(3回目)

※新たな発生が無ければ、

移動制限区域解除(12/28)⇒消毒ポイント運営終了

# 県民への情報提供

- 関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
  - ホームページ等でも、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応
  - 県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供 ⇒トップページの注目情報にもリンクを掲載
- テレビCM(12/17~26、3局24回予定)、新聞広告(12/11日本海新聞)掲載済  
YouTube広告15秒CM(12/21~28予定)、新聞折込チラシ(12/22日本海新聞)

県民の皆様へ



鳥取県

鶏肉・鶏卵は「安全」です  
安心してお召し上がりください!



鶏肉や鶏卵等を食べることにより、人が鳥インフルエンザに感染する可能性はないと考えられています。

根拠のない噂などに惑わされないようにしましょう。

OK!



鳥インフルエンザの感染が疑われる鶏等の肉や卵が流通することはありません。



適切な加熱調理や胃酸によってウイルスは死滅します。



鳥とヒトでは細胞表面にあるウイルスの受け皿の形が違います。

※食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることは控え、中心部までよく加熱する等、十分注意してください。 ※出典:食品安全委員会

鳥取県の鳥インフルエンザに関する情報はコチラ▶



8

# 県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 迅速で正確な情報提供を行ってまいります。県のホームページなどをご覧ください。根拠のない噂などに惑わされないよう御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。

# 県民の皆様へのメッセージ



食品安全委員会  
Food Safety Commission

(別添1)

2004年3月11日

2014年4月24日更新

## 鳥インフルエンザについて 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウィルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は 鳥の受容体とは異なること
- ・ ウィルスは酸に弱く、胃酸で不活性化されると考えられること

(注)高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

※鳥取の鶏肉・鶏卵は安心して食べることができます！  
※根拠のない噂などに惑わされないようにしましょう

# 相談窓口 (24時間対応しています)

## ■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877 ( " )
中部総合事務所環境建築局(野鳥)	0858-23-3276 (夜間休日 0858-22-8141)
中部総合事務所倉吉保健所(愛玩鳥)	0858-23-3149 ( " )
西部総合事務所環境建築局(野鳥)	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)
西部総合事務所米子保健所(愛玩鳥)	0859-31-9320 ( " )

※死亡野鳥等の通報は、「とりパト」(<https://sks.pref.tottori.lg.jp:5100/>)を活用いただくと正確な位置情報や写真の共有が可能です。

## ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 ( " )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 ( " )

## ■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

## ■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8533 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (ガイダンス等により24時間対応可) 11
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 ( " )

# 津山市における鳥インフルエンザ発生概要

## 1 農場の概要

農場所在地: 岡山県津山市

飼養状況 : 採卵鶏 約43万羽

## 2 経緯

- ・12月19日午前10時頃、当該農場から津山家畜保健衛生所に通報があり、午後2時25分頃、簡易検査で10羽中7羽の陽性を確認
- ・午後6時に岡山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議開催
- ・12月20日午前9時、遺伝子検査の結果、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定し、殺処分開始

# 国の対応

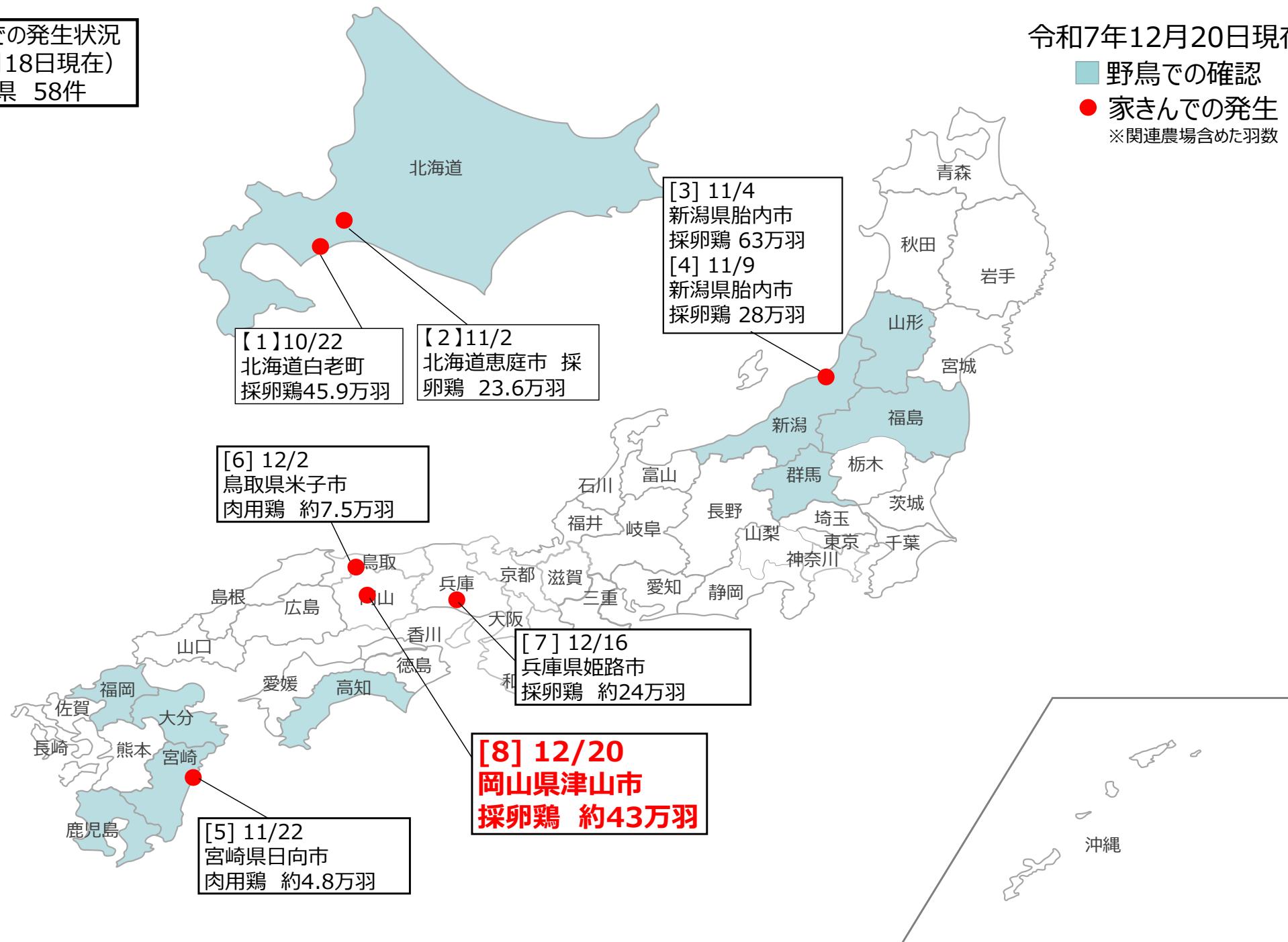
- 1 12月20日午前9時に「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
- 2 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
- 3 岡山県の殺処分・焼却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、農政局等から「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 6 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

# 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

野鳥での発生状況  
(12月18日現在)  
1道9県 58件

令和7年12月20日現在

■ 野鳥での確認  
● 家きんでの発生  
※関連農場合めた羽数



# 鳥取県の対応(県内防疫体制の整備)

## 1 12月19日に県内全78農場に対し、注意喚起。

再度、鶏舎周囲等の緊急消毒を実施。特に降雨雪後の再消毒の徹底を指示  
(※消石灰5,400袋の配布済)

## 2 早期通報の徹底

### 休日・夜間、年末年始の対応体制整備

休日・夜間の通報は家畜保健衛生所の代表電話へ。出ない場合は県庁防災当直(0857-26-8100)に電話するよう全農場に連絡済み。

## 3 岡山県の発生農場と県内農場は飼料業者、運送業者等の疫学関連はなし。

# 鳥取県の対応(岡山県への協力)

「中国地方5県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定」に基づき岡山県が行う防疫措置への協力

- 当県が中国地方5県間の連絡調整
- 発生情報、疫学情報の共有
- 防疫資材の協力、家畜防疫員の派遣
  - ・殺処分用の炭酸ガスボンベを提供(本県50本、島根県50本)
  - ・家畜防疫員2名派遣予定

その他の防疫資材についても、ニーズを把握して追加支援を予定

中国地方5県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定(H27.11.6締結)  
連携項目

- ①連携情報の共有 (発生情報、疫学情報の共有等)
- ②連絡調整体制の確保 (中国5県各県の連絡窓口の設置)
- ③発生時の防疫資材の相互調達 (各県の備蓄資材の融通など)
- ④家畜防疫員等の派遣 (発生県への獣医師職員の派遣)